

# ごみ分別早見表

**一廃** 一般廃棄物

**可燃物** 可燃物

**木くず** 木くず **食品循環** 食品循環資源 **紙類** リサイクルできる紙

**産廃** 産業廃棄物

**廃プラ類** 廃プラスチック類 **金属くず** 金属くず **ガ・コ・陶** ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず **木くず** パレット、業種指定のある木くず **廃油** 廃油

**燃え殻** 燃え殻 **廃酸/廃アル** 廃酸または廃アルカリ **汚泥** 汚泥 **がれき類** がれき類 **鉱さい** 鉱さい **動植物性残さ** 動植物性残さ **ゴムくず** ゴムくず

**動死** 動物の死体 **動ふん** 動物のふん尿 **繊維くず** 繊維くず **混合物** 2種類以上の異なる産業廃棄物で構成されているもの

## か

品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
ガーゼ	一廃	可燃物	感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物処理業者に委託(P.10参照)	紙おしぼり	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
カーテン	産廃	廃プラ類	天然繊維(綿、羊毛、麻など)は一廃の「可燃物」	紙おむつ(使用済み)	一廃	可燃物	医療機関等から排出され、感染のおそれがある物は感染性廃棄物(P.12参照)
カーテンレール	産廃	廃プラ類 金属くず		紙おむつ(未使用)	産廃	廃プラ類	
カード(紙製)	一廃	紙類		紙コップ	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
カード(プラスチック製)	産廃	廃プラ類		紙皿	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
カーペット	産廃	廃プラ類	天然繊維(綿、羊毛、麻など)は一廃の「可燃物」	紙テープ(非粘着)	一廃	紙類	
カーボン紙	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため	紙粘土	一廃	可燃物	
貝殻	一廃	可燃物		髪の毛	一廃	可燃物	
	産廃	動植物性残さ	食品製造業者等から排出される場合(P.3参照)	紙パック(500ml以上)	一廃	紙類	
懐中電灯	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外す。小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託	紙パック(500ml未満)	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
鏡	産廃	ガ・コ・陶		紙パック(内側が銀色のもの)	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
鍵	産廃	金属くず		紙袋	一廃	紙類	ビニール・防水加工の場合は「可燃物」
傘	産廃	廃プラ類 金属くず		ガムテープ	産廃	廃プラ類	紙製は一廃の「可燃物」
加湿器	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用は、小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託	カメラ(デジタルカメラ)	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外す。小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託
カセットコンロ	産廃	金属くず	電池、ボンベは取り外す	カメラ(フィルムカメラ)	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	電池は外す。小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託
カセットテープ(ケースを含む)	産廃	廃プラ類		カメラ(ポロイドカメラ)	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	電池は外す
カセットボンベ	産廃	金属くず	必ず使い切る	画用紙	一廃	紙類	
ガソリン	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託	ガラス製品	産廃	ガ・コ・陶	
カタログ	一廃	紙類	ビニール・防水加工の場合は「可燃物」	枯葉	一廃	可燃物	
活性炭(泥状)	産廃	汚泥	PFOS等を含む水処理に使用した物は、適切に保管し許可業者に情報提供すること	カレンダー	一廃	紙類	金属は取り外して産廃の「金属くず」
活性炭(固形状・粉末状)	産廃	燃え殻	PFOS等を含む水処理に使用した物は、適切に保管し許可業者に情報提供すること	瓦	産廃	ガ・コ・陶	アスベストを含む場合は、石棉含有産業廃棄物許可業者に委託
カッターナイフ	産廃	廃プラ類 金属くず			産廃	がれき類	工作物の除去等に伴って生じたもの。アスベストを含む場合は、石棉含有産業廃棄物許可業者に委託
カッパ(レインコート)	産廃	廃プラ類		缶(アルミ・スチール)	産廃	金属くず	
カップめん調味料袋・外装フィルム	産廃	廃プラ類		換気扇	産廃	廃プラ類 金属くず	
カップめん容器(紙製)	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため	缶切り	産廃	金属くず	
カップめん容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類		緩衝材(紙製)	一廃	可燃物	カバンや靴などの詰め物。紙類としてリサイクルが困難なため
かつら	産廃	廃プラ類	人毛は一廃の「可燃物」	緩衝材(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
金網	産廃	金属くず		乾燥剤(シリカゲルなど)	産廃	廃プラ類	外袋が紙製の場合は一廃の「可燃物」
かなづち	産廃	金属くず		乾電池			【電池】欄参照(P.21)
画びょう	産廃	金属くず	プラスチックを含む場合は、「廃プラ類」との混合物	感熱紙	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため
花瓶(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	金属製は「金属くず」、プラスチック製は「廃プラ類」	観葉植物	一廃	可燃物	土は取り除く

※廃棄物の処理は、許可業者に委託してください。(P.10参照)

## き

品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
木	一廃	木くず	処分業者に受入基準を確認(P.5参照)	機密書類	一廃	紙類	シュレッダーしてリサイクル
	一廃	可燃物	直径15cm以内、長さ50cm以内にする	着物	産廃	廃プラ類	天然繊維(綿、羊毛、麻など)は一廃の「可燃物」
	産廃	木くず	建設業など特定業種から排出される場合(P.3参照)	脚立	産廃	金属くず	
キーホルダー	産廃	廃プラ類 金属くず		キャップ(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製は「金属くず」
キッチンペーパー	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難なため	急須(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	金属製は「金属くず」
キッチンペーパーの芯	一廃	紙類		給湯器	産廃	廃プラ類 金属くず	
揮発油類	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託	金庫	産廃	金属くず	石膏を含む大型金庫等は「ガ・コ・陶」との混合物

## く

品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
空気清浄機	産廃	廃プラ類 金属くず	小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託	グリストラップから出る沈殿物	産廃	汚泥	油分を含む場合は「廃油」との混合物
クーラーボックス	産廃	廃プラ類		クリップ	産廃	金属くず	
釘	産廃	金属くず		クリアファイル	産廃	廃プラ類	
草	一廃	可燃物	土は取り除く	クレヨン	産廃	廃油	
鎖(金属製)	産廃	金属くず	プラスチック製は「廃プラ類」	グローブ	産廃	廃プラ類	天然皮革は一廃の「可燃物」
靴	産廃	廃プラ類	天然皮革は一廃の「可燃物」	軍手	産廃	廃プラ類	天然繊維(綿、羊毛、麻など)は一廃の「可燃物」
クッション	産廃	廃プラ類	天然繊維(綿、羊毛、麻など)は一廃の「可燃物」				

## け

品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
蛍光灯・蛍光球(水銀を含む)	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物許可業者に委託	ケーブル	産廃	廃プラ類 金属くず	小型家電の付属品はリサイクル法認定事業者または許可業者に委託
蛍光ペン	産廃	廃プラ類		血圧計(水銀を含む)	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物許可業者に委託
携帯電話	産廃	廃プラ類 金属くず	メーカーに相談または小型家電リサイクル法認定事業者もしくは許可業者に委託	血圧計(電子)	産廃	廃プラ類 金属くず	小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託
軽油	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託	建設汚泥	産廃	汚泥	
計量器	産廃	廃プラ類 金属くず		顕微鏡	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	

**Q.** グループホームなどの施設から出る使用済紙おむつの処理は？

**A.** サービス利用者の「居住性の有無」によって、家庭ごみと事業ごみのどちらに該当するかを判断します。  
例えば、グループホームなど居住性があるサービスから出る紙おむつは、家庭ごみ(可燃ごみ)、通所サービスなど居住性のないサービスから出る紙おむつは事業ごみ(一般廃棄物の可燃物)として処理してください。

※廃棄物の処理は、許可業者に委託してください。(P.10参照)